

(4) 東御市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

① 長野県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

(令和4年 10月 17日)

《本年の報告及び勧告のポイント》

- 月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ
 - ・ 民間給与との較差（0.22%）を解消するため、初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引上げ
 - ・ 特別給（ボーナス）の支給月数を引上げ（0.10月分）
＜月例給の引上げは3年ぶり、特別給（ボーナス）の引上げは4年ぶり＞
- 55歳を超える職員の昇給制度を見直し

第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

第2 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

企業規模・事業所規模 50人以上の県内 188 民間事業所を抽出し、従業員 5,679 人の給与月額等を調査（完了率 85.1%）

ア 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
375,214 円	374,380 円	834 円 (0.22%)

イ 特別給（ボーナス）

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等と、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、次表のとおり

民間支給割合 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)
4.42 月分	4.30 月分	0.12 月分

(2) 給与改定の内容

ア 月例給

人事院が勧告した俸給表（若年層の引上げを基本に改定）に準拠することを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより、給料月額を引上げ改定

イ 期末手当及び勤勉手当

本県における民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を 0.10 月分引上げ
4.30 月分→4.40 月分（引上げ分については、勤勉手当に反映）

【一般の職員の場合の支給月数】

		6 月期	12 月期	年間
令和 4 年度	期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（現行 1.20 月）	2.40 月
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行 0.95 月）	2.00 月
令和 5 年度 以降	期末手当	1.20 月	1.20 月	2.40 月
	勤勉手当	1.00 月	1.00 月	2.00 月

(3) 実施時期

令和 4 年 4 月 1 日から実施。ただし、令和 4 年度の期末手当及び勤勉手当は令和 4 年 12 月 1 日から、令和 5 年度以降の期末手当及び勤勉手当は令和 5 年 4 月 1 日から実施

2 55 歳を超える職員の昇給制度の見直し

定年引上げの実施及び国や他の都道府県との均衡を踏まえ、55 歳を超える職員（医師等は 57 歳を超える職員）について、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 1 号俸昇給）、勤務成績が特に良好な場合は 1 号俸以上（現行は 2 号俸以上）の昇給に抑制する。（令和 5 年 4 月 1 日から実施）

② 市の対応

(1) 令和 4 年長野県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の常勤の職員及び議員の期末手当並びに一般職の職員等の給料表及び期末勤勉手当の支給率を次のとおり改定します。

ア 月例給の給料水準を引き上げるため、長野県と同等の給料表に改めます。

イ 期末勤勉手当の支給月数を長野県と同等に改めます。

(2) 55 歳を超える職員の昇給について、長野県と同様に標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 2 号俸昇給）、勤務成績が特に良好な場合は 1 号俸以上（現行は 3 号俸以上）の昇給に抑制することとします。